

神奈川県消費生活相談体制充実・強化に対する会長声明

平成20年から、消費者庁創設・消費者行政の一元化・地方消費者行政充実・強化の動きが、政府及び国会を中心に世論化し、マスコミなどで消費生活センターや消費者行政の後退が取り上げられてきました。

そのような中、神奈川県は平成21年2月6日、平成21年度当初予算案を公表されました。

県はこの予算案の中で、予算全体としては約2000億円の歳入不足による緊縮型予算であるにもかかわらず、消費者行政予算を前年度比の約1.7倍に当たる総額9,103万円と大幅に増加されました。このうち、苦情処理相談等事業費予算を前年度の約2.7倍に当たる5,943万円として、県内の相談体制の充実強化を図るとともに、中でも、県が唯一運営する消費生活センターである”かながわ中央消費生活センター”における相談員の増員や相談時間等の拡大などを図るため、上記苦情処理相談等予算の大部分にあたる5,543万円（前年度比3倍）をこれに充て、中央消費生活センターにおける相談体制の充実・強化を重点的な取組みとして位置づけられました。

一方、平成20年度2月補正予算案では、6億8730万円の神奈川県消費者行政活性化基金を創設することとし、県内各市町村を含む地域消費者行政の充実・強化に向けて主導的・積極的な姿勢を示されました。

神奈川県司法書士会は、この県（知事・県議会・県民部消費生活課）のご英断に敬意を表します。

当会は、昨年4月に結成された消費者主役の新行政組織実現神奈川会議（略称；消費者会議かながわ）の運動に参加させていただき、県消団連、県相談員ネットワーク、横浜弁護士会等とともに、中央消費生活センターの相談体制強化を重点に県の消費者行政再建・強化にむけて、シンポジウムの開催・県会議員との勉強会などを推し進めながら県への要請や県議会議員の理解と協力を深める活動を精力的にすすめてまいりました。

当会は、消費者会議かながわの活動を通し、改めて消費者問題とは何か？地方消費者行政は如何にあるべきかを学ばせていただいております。

消費者主役の新行政組織の実現は、県消団連・県相談員ネットワークなどの消費者団体、横浜弁護士会にとって、長年にわたる夢でありました。そして今は、当会の夢でもあります。したがって、今回の県の英断は、この夢への確実な一歩を踏み出すもので、大変喜ばしいことであります。

今後も、当会は、在野の法律家として、県の消費生活相談体制の拡充強化に向けて更なる支援を継続するとともに、県民の皆さまとともに、消費者の視点に立ち、新行政組織実現に向けて更なる行動を展開していく所存です。

平成21年3月1日

神奈川県司法書士会 会長 加藤俊明